

## アット・ニフティカードUC会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、ニフティ株式会社(以下「当社」という。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という。)とが提携して発行するものでアット・ニフティカードUC(以下「カード」という。)と称します。

### 第2条(会員)

アット・ニフティ会員及び当社にアット・ニフティの利用申し込みをした方を対象とし、本特約及び別途セゾンの定める会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社及びセゾン(以下「両社」という。)が認めた方を会員(以下「会員」という。)とします。

### 第3条(サービスの利用)

会員は、当社(当社のグループ・関係会社を含む)が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

### 第4条(会員情報の提供と交換及びその保護)

- 1.会員は、両社において、カードの基本的な機能及び付帯サービスを提供するために必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報または付帯サービスに係るポイント等の情報の提供または交換がなされることを承認します。
- 2.両社は第1項により知り得た会員の情報について会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

### 第5条(会員資格の喪失)

会員が当社会員資格またはセゾン会員資格のいずれかを喪失した場合は、本規約による会員資格も喪失するものとします。

## 学生専用カード会員特約

### 第1条

アット・ニフティ会員及びアット・ニフティの利用申し込みをした方を対象とし、申込者は「UCカード会員規約」及びセゾンとニフティとで定める「アット・ニフティカードUC会員特約」「本特約」を承認のうえ、セゾン及びニフティに入会をお申し込みいただき、両社が入会を認めた方を学生専用カード会員とします。

### 第2条

学生専用カード会員については、次の事項に規定する事項を除き、UCカード会員規約(以下「会員規約」という。)を適用します。

- 1.会員規約第1条第2項、第3項、並びに第30条第2項の規定は適用されないものとします。
- 2.会員規約第2条第1項は次のとおりとします。  
「1.本人会員(以下「会員」と称します。)には当社が発行するカードを貸与します。」
- 3.会員規約第10条第2項(ワ)号として次の条項を追加します。  
「(ワ)学校を退学・停学・休学した場合。」
- 4.会員規約に次の条項を追加します。

#### (カードの切替)

当社は審査のうえ、卒業予定年の前年または卒業予定年のカード更新時以降、別の種類のカードに切り替えることができます。

この場合、カードの種類はセゾンが適当と認めたものとします。セゾンが適当と認めた種類のカード(以下「カード」と称します。)と会員規約を送付の後に会員がカードを利用したときは、会員規約を承認したものとします。